#### 1 個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報保護条例第6条の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の縦覧に供した。

(表1)個人情報取扱事務登録簿の登録件数(平成21年3月31日現在)

		担	当	部	局	名		五环	3.	件	数	
知								事		1,	4 5	5 1
	政		策	1		迪	Ī	部			4	8
担	総			矛	<b>5</b>			部			7	' 8
当	生		活	ゞ	ζ	化	,	部			5	5 1
部	に	ぎ	<b>t</b> .	) l	١	創	造	部			3	3 2
局	健		康	存	<b>=</b>	祉	•	部			5 8	3 2
別	商		エ	ヺ		働		部			2 4	- 6
内	環	境	農	植林	<u> </u>	水	産	部			16	3 1
訳	都		市	索	生	備	İ	部			1 1	5
ПX	住	宅	ま	ち	づ	<	IJ	部			1 4	8
	会			言	<u>†                                     </u>			局				4
教		育		委		員		会			1 4	8
選	学	<u> </u>	管	理	委	É	員	会				3
人		事		委		員		会員				0
監			査		委	È		員				0
公		安		委		員		会				4
労		働		委		員		会				3
収		用		委		員		会				2
海	区	漁	業	調	整	委	員	会				1
内			漁力	易管			員					1
水		Ī	<u>企</u>	業	읱	f	理	者			4	<u> 1</u>
警		察		本		部		長			2 1	6
公	立っ	と学	法,	人大	阪	府	<u>立 ナ</u>	学			4	ŀ 0
地	方独:	<u>立行</u>	政法	人大	阪店	<u> </u>	院	機構			ç	0
		슅	ì			計				2,	0 1	4

- (注) 個人情報取扱事務登録簿の登録対象と ならない個人情報取扱事務
- 府職員の採用、人事、給与、福利厚生等に関する事務
- 国、市町村等職員の職務の遂行に関す る個人情報を取り扱う事務
- 犯罪の捜査に係る事務
- 犯罪の予防等に係る事務で、国の重大 な利益に係るもの
- 臨時に収集された個人情報を取り扱 う事務
- 一般に入手しうる刊行物等に掲載さ れた個人情報を取り扱う事務
- 物品等の送付・受領又は業務連絡のた め相手方の氏名・住所等のみを取り扱う 事務
- 法又は条例に基づく統計調査等で得 られた個人情報を取り扱う事務

# 2 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問

条例で個人情報保護審議会の承認を要件としている個人情報の例外的取扱いについて、平成20年度は、27件の諮問があり、すべて諮問を承認する旨の答申があった。

(表2) 個人情報の取扱に関する個人情報保護審議会への諮問及び答申の状況

諮問事項		19 年度	20 年度	20 年度	答申(	の内訳	21 年度
	品问事模	から繰越	諮問	答 申	承 認	不承認	へ繰越
	件数	0	2 7	2 7	2 7	0	0
事項	本人収集の原則の例外 (7条3項7号)	0	5	5	5	0	0
別 内	センシティブ情報の収集禁止原 の例外 (7条5項)	D O	0	0	0	0	0
訳	目的外利用・提供禁止原則の例 (8条1項9号)	外 O	2 5	2 5	2 5	0	0
	オンライン結合による個人情報 外部提供禁止の例外(8条3項	( )	3	3	3	0	0

<sup>(</sup>注) 1件の諮問において、複数の例外的取扱について承認を求めている場合があるので、事項別内訳の合計が諮問の件数を上回る。

(表3) 個人情報の例外的取扱に関する個人情報保護審議会への諮問及び答申の一覧

	件名	諮問事項(注)	実施機関	諮問日	承認日
1	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 4.24	20. 4. 25
2	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 4.24	20. 4. 25
3	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 4.24	20. 4. 25
4	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 4.24	20. 4. 25
5	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 4.24	20. 4. 25
6	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 4.24	20. 4. 25
7	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 5. 15	20. 5. 19
8	公益認定等総合情報システムに係	オンライン提供	知事	20. 5. 15	20. 5. 19
	る個人情報の取扱い	目的外提供			
9	道路における不法投棄監視カメラ	本人外収集	知事	20. 6.12	20. 6. 24
	の設置				
10	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
11	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
12	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
13	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
14	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
15	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
16	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
17	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 6.20	20. 6. 24
18	府立病院におけるカメラの設置	本人外収集	府立病院機構	20. 8. 1	20. 8. 4
		目的外提供			
19	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 8. 1	20. 8. 4
20	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 8. 1	20. 8. 4
21	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 8. 1	20. 8. 4
22	建築士・事務所管理システムに係	オンライン提供	知事	20. 8.28	20. 8.29
	る個人情報の取扱い				
23	産業技術総合研究所における防犯	本人外収集	知事	20. 9.16	20. 9.18
	等カメラの設置	目的外利用・提供			
24	教員免許管理システムに係る個人	オンライン提供	教育委員会	20. 9.17	20. 9.18
	情報の取扱い	目的外利用・提供			
25	病院入院患者に係る診療情報の提	目的外提供	府立病院機構	20. 9.17	20. 9.18
	供				
26	府立大学における防犯カメラの設	本人外収集	公立大学法人	20. 12.18	20. 12.26
	置	目的外提供	大阪府立大学		
27	西大阪治水事務所津波高潮ステー	本人外収集	知事	21. 1.27	21. 1.28
	ション(仮称)における防犯カメ	目的外提供			
	ラの設置				

- (注) 個人情報の例外的取扱に係る個人情報保護審議会への諮問事項について
  - 本人外収集(条例第7条第3項第7号(第53条の2、第53条の3第1項)) 個人情報を本人以外のものから収集すること。
  - 目的外利用・提供(条例第8条第1項第9号(第53条の3第1項)) 個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を利用・提供すること。 (個人情報取扱事務の目的は、個人情報取扱事務登録簿の記載により判断する。)

○ オンライン提供(条例第8条第3項(第53条の2、第53条の3第1項)) 実施機関以外のものに対してオンライン結合を用いて個人情報を提供すること。 (オンライン結合とは、コンピューターを通信回線により結合し、実施機関以外のものが個人情

(オンライン結合とは、コンピューターを通信回線により結合し、実施機関以外のものが個人情報を随時入手できる状態にすることをいう。)

## 3 個人情報の開示請求

#### [請求件数]

個人情報の開示の請求件数は176件で、平成19年度に比べ90件の増加となった。

これらの請求に対し、実施機関が181件の決定を行った(1件の請求に対して、項目別に複数の決定が行われることがある。)。その内訳は次表のとおりである。

(表4) 個人情報開示請求及び決定の状況

	区 分	20 年度 (件)	19 年度 (件)
個人情報	限開示請求の件数	176	8 6
請求者	本人からの請求	151	7 6
別内訳	法定代理人からの請求	2 6	1 0
実施機関	の決定の件数	181	9 2
	全部開示	102	3 5
	部分開示	6 4	3 9
*==	全部非開示	0	3
決定内 容別内	存否応答拒否による非開示(開示請求拒否)(第16条)	2	0
記	不存在による非開示	1 3	1 4
D/\	適用除外による非開示(第46条)	0	1
	要件不備による非開示(第17条第1項、第2項)	0	0
	本人との利益相反による非開示(却下)(第12条第2項ただし書)	0	0

#### (注) 1 1件の開示請求について項目別に分割して決定が行われる場合について

1件の開示請求において、複数の項目に関する個人情報の開示が求められたときに、対象となる 個人情報がある項目とない項目が混在しているため、開示・非開示等の決定と不存在による非開示 決定に分割して決定を行う場合、対象となる個人情報が複数の室課所に分かれて管理されているた め、文書を管理している室課所ごとに分割して決定を行う場合などがある。

# 2 非開示決定の種類について

○ 全部非開示

本人以外の個人のプライバシー情報や法人等の正当な利益を害する情報などの非開示情報が記載されていることを理由として対象となる個人情報の全てを非開示とする決定。

- 存否応答拒否による非開示(開示請求拒否) 請求された個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報が明らかになることを 理由として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定。
- 不存在による非開示

行政文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など対象となる請求された個人情報が存在しないことを理由とする非公開決定。

○ 適用除外による非開示

刑事事件や少年保護事件に係る個人情報や刑事訴訟に関する書類及び押収物については、開示請求に係る規定を適用しないこととされていることを理由とする非開示決定。

- 要件不備による非開示 請求された個人情報を特定するに足りる事項の記載がない等の開示請求の要件を満たさない ことを理由とする非開示決定。
- 本人との利益相反による非開示(却下) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求について、本人の利益 に反すると認められることを理由に却下する決定。

# [実施機関別開示請求件数]

実施機関別・担当部局別では、教育委員会(84件)が最も多く、次いで警察本部(54件)、健 康福祉部(31件)の順である。

(表5) 実施機関別・担当部局別の開示請求件数

	担 当 部 局 名	20年度	主な請求事例
矢	事	4 1	
	政策企画部	0	
	総務部	5	住民基本台帳ネットアクセスログ
当	生活文化部	2	学校法人名簿
部	にぎわい創造部	0	
局	健康福祉部	3 1	児童保護記録、女性相談記録、子ども家庭相談記録、戦
別	) 建尿価性的		没者等遺族特別弔慰金請求書類
内	商工労働部	2	労働相談記録
: :	環境農林水産部	1	公害調停関係文書
D/C	都市整備部	0	
	住宅まちづくり部	0	
	出納局	0	
教	<b>対育委員会</b>	8 4	府立高校入試の答案用紙・中学校調査書・合否判定資料、
			教職員評価・育成シート、教職員評価苦情審査会記録、
			給料等差押関係記録、退職金支給情報
遅	<b>《举管理委員会</b>	0	
7	、事委員会	0	
_	查委員	0	
1	公安委員会	0	
_	分働委員会	0	
切	7用委員会	2	鑑定評価書
1	区漁業調整委員会	0	
Þ	N水面漁場管理委員会	0	
기	く道企業管理者	0	
臺	察本部長	5 4	警察相談記録、110番記録、家出人捜索関係文書
ナ	、阪府立大学	0	
ナ	、阪府立病院機構	0	

(注) 知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

## [非開示規定の適用状況]

部分開示決定、非開示決定を合わせた64件のうち、37件において第三者の個人情報の規定、2件において事務執行支障情報の規定、40件において評価等情報の規定、43件において公共安全支障情報の規定が適用されている。

(表6) 非開示規定の適用状況

区分	非 開 示 理 由	20年度 (件)	適用率(%)
	法人等情報(14条1項1号、2項1号)	4	6. 3
	意思形成支障情報(14条1項2号、2項1号)	0	0
	事務執行支障情報(14条1項3号、2項1号)	2	3. 1
開示しない	評価等情報(14条1項4号、2項1号)	4 0	62. 5
ことができ	公共安全支障情報	4 3	67. 2
る情報	公共安全支障情報(14条1項5号)	1	1.6
	公共安全支障情報(14条2項2号)	0	0
	公共安全支障情報(14条2項3号)	4 3	67. 2
	本人安全支障情報(14条1項6号)	0	0
	本人権利利益侵害情報(14条1項7号)	0	0
開示しては	第三者の個人情報(13条1号)	3 7	57. 8
ならない情	法令秘情報(13条2号)	0	0
報	法定受託事務情報(13条3号)	0	0
	決定件数(部分開示+非開示の件数)	6 4	100

(注)公共安全支障情報については、14条1項5号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、 14条2項2号及び3号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される(14条2項2号と3号が 同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では1件と数えている。)。

## [決定期間の状況]

181件の決定件数のうち、条例第19条第2項に基づく決定期間の延長が行われたものは、1件、条例第19条の2第1項に基づく決定期間の特例が適用されたものは、0件であった。

なお、決定期間の延長が行われた1件は、開示請求に係る個人情報に情報が記録されている第三者 に意見書提出の機会を付与したものである。

(表7)決定期間の状況

区	分	20年度(件)
決定件数		181
本則どおり(15日以内	4)	180
決定期間の延長を行った	:件数(30日以内)	1
決定期間の特例を適用し	した件数(30日超)	0

(注)決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

#### 4 個人情報の訂正請求及び利用停止請求等

20年度においては、個人情報の訂正の請求件数は1件であり、実施機関(知事)はこれに対し、非訂正の決定を行った。

また、個人情報の利用停止の請求、自己に関する個人情報の実施機関における取扱いが条例に違反し不適正であると認めるときに行うことができる個人情報取扱の是正の申出はなかった。

(表8) 個人情報訂正請求の件数

	区	分	20年度(件)
個人情報	1		
実施機	関の決定の件数		1
内訳	非訂正		1

(表9) 決定期間の状況

区	分	20年度(件)
訂正請求件数		1
本則どおり(30日以内	3)	1
決定期間の延長を行った	-件数(60日以内)	0
決定期間の特例を適用し	た件数(60日超)	0

## 5 指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等

指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報については、条例第 53 条の 3 の規定に基づき、 当該公の施設を所管する実施機関(指定実施機関)に対して、開示、訂正及び利用停止の請求ができ ることとされているが、平成 2 0 年度は、開示、訂正、利用停止とも請求がなかった。

## 6 非開示決定等に対する不服申立て

開示請求等に対する実施機関の決定について、平成20年度は3件の不服申立てがあった。 不服申立ては、個人情報審議会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなって おり、平成19年度から繰り越した3件を含めた平成20年度の処理状況は表8及び表9のとおりで ある。

(表10) 不服申立ての処理状況(件)

	係属事案	取下げ		処	理件	数		2 1 年度
区 分	計	件数	計	認容	一部 認容	棄却	却下	へ 繰 越 件 数
19年度から繰越事案	3	0	3	0	1	2	0	0
開示請求関係	3	0	3	0	1	2	0	0
訂正請求関係	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度申立て事案	3	0	2	0	1	1	0	1
開示請求関係	2	0	1	0	1	0	0	1
訂正請求関係	1	0	1	0	0	1	0	0
計	6	0	5	0	2	3	0	1
開示請求関係	5	0	4	0	2	2	0	1
訂正請求関係	1	0	1	0	0	1	0	0

(表11) 不服申立て処理一覧表 (平成21年3月31日現在)

区分	申 立 日 実施機関	事案名	主な争点	審議会の答申	処 理 日 処理区分
1	19. 6. 7 公安委員会	苦情調查関係書類等部分 開示(適用除外)異議申立 事案	交通取締りに係る 苦情調査の適用除 外の適否	苦情申出に係る個 人情報を追加して 特定し、改めて開 示・非開示の決定 をすべき	20.5.12 一部認容
2	19.10.22 教育委員会	教職員評価苦情審查会議 事備忘録不存在異議申立 事案	審査会議事の備忘 録の不存在の適否	実施機関の決定は 妥当	20.6.13 棄却
3	20. 2. 7 警察本部長	交番勤務日誌部分開示 (文書特定)異議申立事案	特定事項に係る日 誌の不存在の適否	実施機関の決定は 妥当	20.7.9 棄却
4	20. 7.28. 知事	児童保護記録部分開示異 議申立事案	非開示部分の開示 の可否	一部開示すべき。	20.11.4 一部認容
5	20.9.11 知事	児童保護記録非訂正異議 申立事案	非訂正部分の訂正 の可否	実施機関の決定は 妥当	21.3.18 棄却
6	20. 12. 25 教育委員会	教職員評価育成システム 評価分布不存在異議申立 事案	評価分布表の不存 在の適否	(審査中)	

## 7 口頭の請求による即時開示

個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、条例第22条第1項の規定に基づき、口頭の請求による即時開示を行っている。

平成20年度の口頭の請求による即時開示の実施状況は次表のとおりである。

なお、平成20年度から薬事法の改正により開始された登録販売者試験が新たに加わった。

(表12) 口頭の請求による即時開示の実施状況

試験等の名称	20年度(件)
歯科技工士試験	1 0
薬種商販売業認定試験	8
毒物劇物取扱者試験	192
登録販売者試験	188
調理師試験	4 1 2
製菓衛生師試験	7 2
採石業務管理者試験	5
砂利採取業務主任者試験	3
大阪府立高等学校及び大阪府立工業高等専門学校入学者選抜	25, 311
大阪府立高等支援学校入学者選抜	8
計	26, 209

# (参考) 口頭により開示請求ができる個人情報(平成21年3月31日現在)

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目 ロ頭により関示請求を行うことができる個人情報の項目 ロ頭により関示請求を行うことができる個人情報の項目 ロ頭により関示請求を			
		口頭により開示請求を 行うことができる期間	ロ頭により開示請求を行 うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		y = 0.0 10 0 m///
行政書士試験	短答式試験及び論述試験の 得点	合格発表の日から 5 年間 随時	市町村課
准看護師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	保健医療室医療対策課
歯科技工士試験	総合得点、科目別得点、 100 点換算の得点	合格発表の日の翌日から 1月間	保健医療室健康づくり課
薬種商販売業認定試験	総合得点、科目別得点、 合否基準	合格発表の日から1週間	薬務課
毒物劇物取扱者試験	総合得点、科目別得点、 合格基準	合格発表の日から2週間	薬務課
登録販売者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	薬務課
調理師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	食の安全推進課
製菓衛生師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	食の安全推進課
クリーニング師試験	科目別得点、合格点	合格発表の日から1月間	環境衛生課
採石業務管理者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	商工振興室経営支援課
砂利採取業務主任者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	商工振興室経営支援課
家畜人工授精師養成 講習会修業試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2月間	動物愛護畜産課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の 得点、適性試験の適否	合格発表の日から1月間	動物愛護畜産課
環境農林水産総合研究所 農業大学校入学試験	総合得点、科目別得点、 総合順位	合格発表の日から 3月31日まで	環境農林水産総合研究所
技能検定	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室人材育成課
職業訓練指導員試験	総合得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室人材育成課
大阪府立高等学校及び大阪府立工業高等専門学校入学者選抜 ・前期入学者選抜 ・海外から帰国した生徒の入学者選抜 ・中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜 ・能勢地域連携型中高一貫教育に係る入学者選抜 ・後期入学者選抜 ・ご次入学者選抜 ・ 元次入学者選抜	<ul><li>・学力検査の得点、小論文検査の得点、作文検査の得点、作文検査の得点のうち点求者が受検したもの</li><li>・調査書中の各教科の評定</li></ul>	4月1日から同月14日まで	当該入学者選抜を実施し た府立高等学校又は府立 工業高等専門学校
大阪府立高等支援学校入 学者選抜	・適性検査の得点 ・調査書中の各教科の評定	4月1日から同月7日 まで	大阪府立高等支援学校

<sup>(</sup>注) 開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがあります。

## 8 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況

事業者が取り扱う個人情報の保護に関して、府政情報センター(政策企画部情報公開室情報公開課)及び消費生活センターにおいて、府民等からの苦情相談を受け付け、個人情報保護法に基づく監督官庁に取り次ぐなどの対応を行うとともに、個人情報保護法及び大阪府個人情報保護条例に関する知識の普及啓発に努めた。

なお、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、個人情報保護審議会の 意見を聴いた上で、その事業者に対し取扱を是正するよう勧告するとともに、その勧告に従わないと きは、個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができるが、20年度にお いて、勧告又は公表を行った事例はなかった。